

時事新報定額
時事新報は毎號八面乃至十二面にして詳細の商況物
價報告あり其代價運送料廣告料は左の如し
一號二角五分 一月五元五角 三月十五元 六月三十元 一年六十元
○前年同月比増減率
○時事新報社東京市本町三丁目

本社(寄稿)
東京府下を始め各府縣に通信社なるものありて是より
各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を
填寫するより各社同一の記事を掲載するも寡からず獨
り時事新報社は社員並に通信員の多きを以て新聞の社
に通信を依頼せずとも世間往々此事を知らずして通
信社にさへ報道すれば本社にも其報道は達する事と信
ずる方多きが如し爲めに行違ひを生じたる場合も寡か
らざれば本社に記事論説を寄稿せんとする方は直接に
本社に向て發送せんとす

山林の監督法

今の官有の山林は廣瀬縣の際に各藩の所有又は社寺
の所領を政府に收めたるものにして從來各藩の中には
林政の案外に行届きたるものもなきに非ざれども多く
は其地方の習慣に任せて所謂御大法に附し去りたるも
のを其儘に收めて中央政府の爲と爲したるが故に其現
況は一方ならず全國の中には其境界さへも一定せざる
ものもある程の次第にして監督の法も未だ盡さざる處
あるが如し即ち今日夫れ一の規則もあり大小の林
區を置て其監督、頗る密なれども一般の調査行届か
ず隨て大體の計畫定まらざるよりして其法の密なるは適
ましく以て事の繁雜を招くのみならず下級の小役人な
どが善くも規則の精神を解せずして事々事々
するの弊も亦甚し即ち山林所在地の人民に下草の刈取
を禁じたるが如き從來の習慣に反するものにして或地
方に於ては官林内の積雪を取りしが爲めに野にせられた
る奇蹟さへありと云ふ山林の雪を掃ひたりとて官に
於ては何の損する所もなかる可きに斯る些細の事さへ
も拘は規則の拘束を免れざるは畢竟小役人共規則の
精神を解せずが爲めに地方人民の感情を損して
却て監督の法を困難ならしむるも少なからず從來の
習慣に於ては官林(即ち藩林)の立木を人民の私伐を許
されども薪の爲めに枯枝を折り肥料もしくは牛馬の
飼料の爲めに下草を刈るは公然の默許にして或は官寺
又は堤防橋梁の建築修繕など地方公共の用に供する爲
めとあれば特に官林の伐木を許す等の事もありしより
地方の人民は官林を見るも恰も私所有の如くにして自
から保護も行届きたる次第なるに今日の規則は全く之
に反して一草一木も他者の手に觸れしむるも
を許さず取締の嚴密なるに拘はらず盜伐等の患常に
絶えずして隨て犯罪者も多きが如し而して其收入の點
は如何と云ふに日本の山林は海外諸國に得易からざる
の財源たるに拘はらず又その監督法の嚴密なるにも
拘はらずして殆んど收支相償ふか或は差引して幾少の
收進あるに過ぎずと云ふ一國經濟の上より見れば不利
の甚だしきものと云ふ可し是に於てか其始末に關して
種々の議論ある中にも全國の山林を擧げて民有に歸せ
しめんとするの說あり其說に據れば國中の官林を人民

官報

警視廳告示第十號
明治二十四年(七月)告示第六號警視廳所轄區域表中小
石川警察署ノ部牛込區ノ内ノ一欄ヲ削除シ牛込警察署
ノ部赤城下町ノ次ニ牛込水道町同改代町ノ二町ヲ挿入
ス
明治二十五年十月十五日
警視廳廳長 田安實

雜報

東京日々新聞
は去十二月の紙上に「條約に附帶す
る照會の其後問もなくして清國政府の手に實行せられ
たるは事實の如何なる者云々」と明言したるに由り我
輩は其事の真相を促したるに日々記者は唯唯諾諾口
を塞ぐするのみにて事實に關しては一言の答を爲さ
ず我輩の問かんと欲するものは罵詈雑言にあらすして
事實の説明なり記者にして苟も東京日々新聞の紙上に
責任を負ふものならんには其事に就ては説明の義務
を免る可らず敢て記者の説明を待つものなり
○大坂有志者品川子接待の儀
品川子の一行は本月
二十二日頃大坂市に著の筈にて同地有志者が去る十四
日準備打合せを開き子の着の節は凡百名許梅田停車場

に歡迎するよしなるが今同地に於ける奔走有志者を開
くに代議士にては佐々木政次、高井幸三の兩氏、神庭の
勢に當り續て栗谷品三、佐々木善右衛門、見山、外山
備造の諸氏外に實業家にて廣瀬幸平、玉手弘通、磯野小
右衛門の三氏外十數名のよしなるが先づ品川子の來着
次第に懇親會を開き國民協會の資格を離れて單に懇親
の爲め招待し席上實業上に關する一條の談話を請ふ筈
なり而して一泊の上翌日は出水彌太郎氏の案内にて河
内富田林(東尾平太郎氏の撰舉區)に赴き同所桐徳樓に
懇親會を開き終て大黒座に於て政談演說會を催し一泊
の上佐々木政次氏の案内にて泉州岸和田藩城内に於て
佐々木兒山兩氏の撰舉區民を集め大懇親會を開き直に
高井幸三氏の案内にて同氏の撰舉區津西水町に赴
き同所魚善樓に懇親會を催し大坂に引返し一泊の上京
都に赴き尊徳堂に於て凡三日間滞在同地有志家の懇親
會に臨み直に歸京すと云ふ
○禁酒矯風演說會
北米合衆國婦女雜誌ニオランダ
ナル主筆記者マリー・エレン・ウエスト嬢は今日本邦へ
來遊し先頭來北海道地方漫遊中の處明十七日歸京する
を以て東京婦人矯風會、東京婦人禁酒會、東京婦人白標
俱樂部、東京禁酒會の發起にて同嬢に請ひ左記日割の
通り禁酒矯風演說の目的を以て演說會を催すと云ふ
十月十七日(月)午後二時開會 本館講堂
同十八日(火)午後二時開會 同
同十九日(水)午後二時開會 同
同二十日(木)午後二時開會 同
同二十一日(金)午後二時開會 同
同二十二日(土)午後二時開會 同
同二十三日(日)午後二時開會 同
同二十四日(月)午後二時開會 同
同二十五日(火)午後二時開會 同
同二十六日(水)午後二時開會 同
同二十七日(木)午後二時開會 同
同二十八日(金)午後二時開會 同
同二十九日(土)午後二時開會 同
同三十日(日)午後二時開會 同

○大演習に付列車の發着
今回の大演習に付日本鐵道
會社は成るだけ通常列車の發着に差支る様々苦
心する所あり既に去る九日、十日の兩日に於て演習地
へ向け出發する兵員の大半を輸送し猶ほ多數の兵員殘
り居るにも拘はらず通常列車の發着には差支へど感ぜ
しめずと云ふ尤も來る二十七日には上野青森間直行列
車と上野高崎間の往復列車とを運轉し又二十六、八の
兩日も多少影響するものとあらんも圓られざれども二十
九日よりは全く平常に復する見込なりと
○私立大日本婦人衛生會
は過日總會を開き會計の
報告并規則の修正及び役員の改選を行ひたるが會長
には土方かめ子、副會長には隈尾さく子、幹事に馬渡
たま子、村岡久野子、西さよ子、中野つと子、加藤つね子
中村はる子、北澤のふ子、當選し且つ今回小橋若宮御息
所を同會の總裁に仰ぎ會務を擴張し益々會員を募集
し廣く衛生の普及を圖ると云ふ
○外國貿易月報
大藏省主稅局の調査に依れば去る九
月中の外國貿易高は左表の如し

Table with columns for '輸出' (Export) and '輸入' (Import). It lists various goods and their values in yen and ryo. For example, 'セロシ' (Sera) with an export value of 2,468,000 and an import value of 6,073,127.18.

東京醫會日本橋區
區本町なる醫會々々
會長安藤正胤、副會
長新宮源四郎、櫻井
來役眞の任期は一ヶ
改めたるよしなり
○根岸の秋季競馬
十一月より三日間競
馬
○故高山彦九郎氏の
地有力家の贊成をこ
し前橋招魂社前に於
て執行すと云ふ
○ウエプスターの
事裁判に於て重禁錮
タリは新潟縣巡査附
り翌十一日汽船多摩
が横濱より更に香
る筈なりと云ふ
○震災一周年の法會
一周年に相當するを
安樂寺に於ては横濱
追善を營ひよしなり



第三千四百七十五號
○上野
十一月二十五日(日)午後二時開會
十一月二十六日(月)午後二時開會
十一月二十七日(火)午後二時開會
十一月二十八日(水)午後二時開會
十一月二十九日(木)午後二時開會
十一月三十日(金)午後二時開會
十二月一日(土)午後二時開會
十二月二日(日)午後二時開會
十二月三日(月)午後二時開會
十二月四日(火)午後二時開會
十二月五日(水)午後二時開會
十二月六日(木)午後二時開會
十二月七日(金)午後二時開會
十二月八日(土)午後二時開會
十二月九日(日)午後二時開會
十二月十日(月)午後二時開會
十二月十一日(火)午後二時開會
十二月十二日(水)午後二時開會
十二月十三日(木)午後二時開會
十二月十四日(金)午後二時開會
十二月十五日(土)午後二時開會
十二月十六日(日)午後二時開會
十二月十七日(月)午後二時開會
十二月十八日(火)午後二時開會
十二月十九日(水)午後二時開會
十二月二十日(木)午後二時開會
十二月二十一日(金)午後二時開會
十二月二十二日(土)午後二時開會
十二月二十三日(日)午後二時開會
十二月二十四日(月)午後二時開會